

金属鉱物国内探鉱資金貸付業務要領

平成16年3月1日
2004年(鉱融)業務要領第25号
最終改正 令和4年11月14日

I. 目的と方法

1. 貸付けの目的

国内における金属鉱物の探鉱に必要な資金を貸付けることにより、金属鉱物の安定的かつ低廉な供給に資することを目的とする。

2. 貸付けの方法

金属鉱物国内探鉱資金の貸付けの貸付手順は、別紙の貸付手順系統図によるものとする。

II. 借入申請要領

金属鉱物国内探鉱資金の借入れを希望する者に対しては、次の要領で申請させるものとする。

1. 借入申請書類の提出

(1) 借入申請書(国内・様式1)

(2) 添付書類(鉱区及び担保関係資料等)

ただし、同一年度内に複数回の申請がある場合又は同一事業にかかる翌年度の継続申請の場合(以下、「同一事業にかかる追加申請」という。)は、直近の申込時と変更のない資料の提出を省略させることができるものとする。

2. 借入申請書類の必要部数 1部

3. 借入申請書類の受付時期 随時

なお、機構に初めて借入れの申請をする者は、次の書類を併せて提出させるものとする。

(1) 商業登記簿謄本

(2) 役員略歴表

(3) 資本金明細表

(4) 会社概況書、事業所概況書及び鉱山概況書

(5) 鉱区図(原則として縮尺5万分の1)

(6) 直近の有価証券報告書、営業報告書等財務内容を把握できるもの(保証人含む。)

(7) 担保物件に関する登記簿謄本及び公図

(8) 印鑑証明書(保証人含む。)

III. 借入申請審査要領

独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構業務方法書(2004年(総企)業務規程第1号)及び金属鉱物国内探鉱資金貸付細則(2004年(鉱融)業務細則第7号。以下「貸付細則」という。)並びに関係法令に照らし、本要領及び別途定める金属鉱物国内探鉱資金融資審査基準(2005年(評審)業務通達第39号)により審査するものと

する。

1. 貸付けを受ける会社又は個人の資格

(1) 鉱業権又は租鉱権の確認（鉱業法第5条及び第6条に規定する鉱業権、租鉱権をいう。）

(ア) 鉱業原簿（試掘原簿・採掘原簿）

(イ) 租鉱原簿の閲覧又は謄本・抄本

(2) 鉱業実施の確認

(ア) 試掘施業案の届出

(イ) 採掘施業案の認可

(ウ) 鉱区図

の確認をするものとする。ただし、同一事業にかかる追加申請の場合であって、直近の申込時と変更のないときには、提出による確認を省略できるものとする。

(3) 資本の額又は出資の総額の確認及び常雇従業員人数の確認

(4) 連帯保証人の確認

機構は、資金の貸付けを行うに当たり、連帯保証人を徴するものとする。連帯保証人は、基本的に貸付先の取締役(個人の場合は、本人)を選任するものとする。親会社を連帯保証人とする法人にあっては、親会社の財務内容を直近の有価証券報告書及び営業報告書により把握し、保証(担保)能力を判定するものとする。

2. 貸付対象事業の範囲

(1) 貸付対象鉱種

銅鉱、鉛鉱、亜鉛鉱、マンガン鉱、金鉱及びタングステン鉱

(2) 貸付対象事業

(ア) 新鉱床探鉱であること

(a) 鉱床学的見地から、鉱床の賦存が期待される地域の調査

(b) 鉱床の存在が把握されているが鉱量に計上されていない部分の探鉱及び予想鉱量を推定鉱量又は確定鉱量とするための探鉱

(イ) 探鉱の手法は、坑道探鉱、ボーリング探鉱、物理探査、地化学探査及び地質調査等でその目的に合う方法であること

(ウ) 付帯工事については、探鉱実施のために必要な工事であること(例えば、保安上必要な通気立坑設備、鉱車待避所等)

3. 貸付対象事業の審査

貸付対象事業の採択に当たっては、技術的・経済的審査事項及び事業実施関連審査事項に関して定量的審査を行うとともに、償還確実性の有無、貸付けに対する担保の価値評価等による財務的審査を行うものとする。

4. 貸付対象事業費の査定

(1) 貸付対象事業費の内訳は、当該探鉱に関する物品費、労務費、直接経費、減価償却費及び山元管理費であって、本社費等は除くものとする。ただし、山元管理事務所と本社が一体となっている場合は、その探鉱関係管理費割掛分を山元管理費とみなすものとする。

(2) 貸付対象事業費の単価については、前年度実績又は一般的な水準

と比較して著しく高い場合は、その妥当性について検討し、妥当性を欠く場合は、適正な単価に査定するものとする。

- (3) 貸付対象事業に国又は県の補助金が交付されている場合は、その事業費から当該金額を差し引いた残額を貸付対象事業費とするものとする。

5. 長期貸付対象事業の範囲

新鉱床発見のために、特に探鉱を助成するための優遇措置として以下のものを長期貸付の対象とすることとし、具体的規模については、別途定める金属鉱物国内探鉱資金融資審査基準によることとする。

- (1) 未開発鉱山の探鉱であって、大規模なもの
- (ア) 未開発鉱山の探鉱とは、新たな鉱山の開発操業を目指して行う探鉱であって、過去に操業されたがその後閉山された鉱山及びその周辺の探鉱も対象とする。
- (イ) 大規模探鉱とは、ボーリング、物理探査等による本格的探鉱又は1鉱区単位を評価するような地質調査、地化学探査等をいい、局地的な露頭調査、簡単な旧坑調査等は含まれない。
- (2) 現稼行鉱山の稼行地域から相当の距離にあり、大規模な鉱床の賦存が期待できる地域であり、かつ、探鉱に長期間を要すると認められるもの
- (ア) 現稼行地域から相当の距離にある別鉱床の探鉱とは、稼行切羽若しくは稼行のために確定鉱量又は推定鉱量が計上されている鉱床から離れ、通常の坑内ボーリング等では既知鉱床との連続性が確認されない鉱床の探鉱をいうものとする。
- (イ) 長期間を要するとは、その鉱床の経済性が評価され、開発を経て操業に入るまでに、なお相当の期間を要する状態をいうものとする。

6. 担保の評価基準

- (1) 基本的な考え方
- (ア) 貸付けに際して徴求する担保は、金銭債権の執行を保全することを目的とすることから、より金銭への換金性が高い目的物であり、かつ債権保全限度を上回る必要がある。
- (イ) 財団・不動産等を担保とする場合は、目的物の価値を把握するために現地調査等を行い、現況把握に努めるとともに、第三者への対抗要件として、抵当権の設定登記を行う必要がある。
- (ウ) 有価証券担保の場合は、貸付先から株券等の占有権を移転すると同時に、担保差入証書又は共通担保品差入証書を提出させ、機構は、当該担保の担保品預り証を作成し、送付するものとする。
- (エ) 金属鉱物資源探鉱事業及び鉱害防止事業への貸付けに関する基本方針を定める通達（以下「貸付けに関する基本方針」という。）の2. ①または②に該当する会社を親会社等とする会社は、当該親会社等を連帯保証人とし、担保の徴求を免除することができるものとする。
- (2) 担保の種類
- (ア) 財団（鉱業財団、その他の工場財団等）

- (イ) 不動産
- (ウ) 有価証券等
- (3) 担保の評価

- (ア) 財団の評価

抵当物件である財団及び不動産担保については、次の定めにより行うものとする。なお、新規貸付に関する財団担保等の評価に際して、抵当権設定順位が第1位以外の場合は、他の抵当権設定額を加味して評価するものとする。

- (a) 鉱業財団の場合

- (鉱山部門)

鉱業財団の鉱山部門（財団組成物件のうち鉱業権及び鉱山活動に直接関係する施設、機械等）の評価は、原則として収益と採算性により行うものとする。

- (その他の部門)

鉱業財団の組成物件に土地、製錬所及び発電所等の施設が含まれている場合は、それらの評価額を当該財団の評価額に加えることができるものとする。

土地については、原則として路線価を基に行うこととし、路線価の70%をもって担保評価額とする。ただし、路線価が利用できないものについては、固定資産評価額の70%をもって担保評価額とする。

製錬所及び発電所等の施設については、原則として個々の物件の帳簿価格の70%をもって評価額とする。ただし、担保評価物件が、他の法人等の抵当物件に供されている場合は、機構の当該抵当設定額等を差し引いた額を、機構の評価額とする。

なお、鉱山部門だけで十分な担保余力が見込まれる場合は、すべての組成物件について評価を行う必要はない。

- (b) その他の工場財団等の場合

その他の工場財団等の評価は、個々の財団組成物件の評価によることとし、その物件の帳簿価格の70%をもって評価額とする。

この場合の土地についての評価は、上記（ア）－（a）に記載する評価方法と同様とする。

- (イ) 不動産担保の評価

不動産についての評価は、上記（ア）－（a）に記載する評価方法と同様とする。

- (ウ) 有価証券担保の評価

- (a) 株式等の場合

株式等については、過去4ヶ月の株価を平均して算出された額に、70%をもって評価額とする。

- (b) 公債の場合

国債及び政府保証債については、信用力が高い債券であることから、その評価額は、直近の価格変動を加味して算出された

額に次に定める率を乗じた額をもって評価額とする。

①国債は95%

②政府保証債90%

7. 不特定担保留保、特定担保留保等による貸付け

(1) 不特定担保留保による貸付け

(ア) 不特定担保留保による貸付けの貸付先要件

貸付先が、貸付けに関する基本方針の2. ①及び2. ②のいずれにも該当する場合、不特定担保留保による貸付けができるものとする。

(イ) 不特定担保留保を行う場合の手続き

不特定担保留保による貸付けを行う場合は、貸付契約とは別に、債権保全上担保の徴求が必要となった際の担保提供等を約した確約書（国内・様式2-1）、及び貸付契約の締結時点で担保提供可能な物件（以下「担保提供可能物件」という。）のリスト（担保提供可能物件の評価額の合計が当該貸付契約額を上回っているものとする。以下同じ。）を提出させる。なお、担保提供可能物件の評価は、「6. 担保の評価基準」に準じて行う。また、貸付先の格付機関（R&I、JCR、S&P及びMoody's）による最良の直近格付がBBB-格（Moody'sにおいてはBaa3格。以下同じ。）である場合、担保提供可能物件のリストを年2回（原則として9月及び3月）提出させる。

(ウ) 不特定担保留保を行う場合の格付等の見直し

不特定担保留保による貸付けを行う場合、貸付先の格付機関の格付を毎月見直すとともに、貸付けに関する基本方針に定める財務指標による評価は半期ごとに行うものとする。また、四半期ごとに貸付先の収益性（売上総利益率、営業利益率、経常利益率、当期利益率）の評価を行い、対前年同期比で著しく悪化している項目がある等の場合には、その原因、今後の見通し等について、ヒアリング等の調査を行う。

(2) 特定担保留保等による貸付け

(ア) 特定担保留保等による貸付けの貸付先要件

貸付先が、貸付けに関する基本方針の2. ②に定める条件に該当する場合、特定担保留保物件の評価額の合計額が融資残高を上回ることを条件として、特定担保留保による貸付け及び登記留保による貸付けができるものとする。なお、特定担保留保等の対象とする担保の評価は、「6. 担保の評価基準」に準じて行う。

(イ) 特定担保留保による貸付けを行う場合の手続き

(a) 特定担保留保の対象とする有価証券は原則として上場株式に限り、機構が要求した場合には、機構指定の質権口座に振替させるものとする。

(b) 特定担保留保による貸付けを行う場合は、貸付契約とは別に、債権保全上担保の徴求が必要となった際に担保提供を約した担保品差入予約証書（特定物件担保留保）（国内・様式2-2）を提出させ

るものとする。

(ウ) 登記留保による貸付けを行う場合の手続き

(a) 登記留保の対象とする財団又は不動産について、機構が要求した場合には、抵当権又は根抵当権設定登記を行わせるものとする。

(b) 登記留保による貸付けを行った場合は、貸付契約とは別に、債権保全上抵当権又は根抵当権の設定登記が必要となった際に迅速に当該登記する旨等を約した抵当権又は根抵当権設定契約証書を締結するものとする。

(エ) 特定担保留保等による貸付けを行う場合の格付の見直し

特定担保留保等による貸付けを行う場合、貸付先の格付機関の格付の見直しは毎月行うものとする。

(3) 貸付先要件が満たされなくなった場合の措置

貸付先が、不特定担保留保又は特定担保留保等による貸付けの要件を満たさなくなった場合、機構は速やかに確約書、担保品差入予約証書、あるいは抵当権又は根抵当権設定契約証書に基づき、債権保全のために必要な措置を講じる。

8. 連帯保証人の全部又は一部免除

(1) 連帯保証人の全部免除

貸付先が次のいずれかに該当する場合には、連帯保証人の全部を免除することができるものとする。

(ア) 貸付に関する基本方針に定める貸付対象に該当しており、かつ適切な担保を十分に徴している場合

(イ) 特定担保留保による貸付けの貸付先要件（貸付けに関する基本方針2. ②に定める条件に該当し、特定担保留保物件及び登記留保物件の評価額の合計が融資残高を上回る）を満たす場合

(ウ) 不特定担保留保による貸付けの貸付先要件（貸付けに関する基本方針2. ①及び2. ②のいずれにも該当し、かつ担保提供可能物件の評価額の合計が当該貸付契約額を上回る）を満たす場合

(2) 連帯保証人の一部免除

親会社等が貸付先の債務を保証する場合であって、かつ、当該親会社等が貸付けに関する基本方針の2. ①又は②に定める貸付対象に該当する場合には、個人保証を免除することができるものとする。

9. 借入申請審査調書

機構は、資金に関する借入申込書を受理した後、一連の審査業務を終了した場合は、貸付決定の総合判断に資するため、借入申込書及びその他有価証券報告書並びに営業報告書等の資料に基づき審査調書を作成するものとする。

10. 貸付決定通知（国内・様式3）

機構は、借入申請に関する決裁を受けた後、申請者に対し貸付決定通知を送付するものとする。

IV. 貸付契約要領

1. 契約書（国内・様式4）

貸付けの方法は、証書貸付とする。

様式及び内容については、その貸付条件に応じ、変更して使用するものとする。

2. 必要部数 正副 各 1 部

V. 契約内容の変更要領

1. 貸付利率の変更

分割契約締結後に利率が変更された場合は、未資金交付がある貸付先
に限り、その都度、利率の変更通知を行うものとする。

2. 連帯保証人の変更（国内・様式 5）

（1）連帯保証人の変更においては、貸付先からの連帯保証人変更願を
受け、保証人変更契約を締結するものとする。

（2）必要部数 変更願書は 1 部 契約証書は正副各 1 部

3. 事業内容の変更

天災地変、戦争、地質条件等やむを得ない理由により、貸付対象事
業内容を変更しようとする場合は、事業計画変更承認願又は期間延長
届を貸付先から提出させるものとする。

なお、当該変更に伴い貸付額が当初予定額を超える場合には、当
初申請の手続きに準じて審査を行うものとする。

（1）貸付対象事業計画変更承認願（国内・様式 6）

（ア）計画の一部を削減し、その資金をもって計画以外の地域、鉱山
の探鉱を行う場合又は当初計画以外の手法による探鉱を行う場合

（イ）（ア）以外の理由から計画の大幅な増減をする場合

（ウ）必要部数 1 部

ただし、計画地点の坑道・ボーリングの延長、方位又は本数の
変更及び計画地点の軽微な変更並びに探鉱事業費の軽微な変更等
は、VI. 1. に定める完了報告をもって代えることができるもの
とする。

（2）貸付対象事業期間延長届（国内・様式 7）

（ア）対象事業が翌年度に繰越になる場合

（イ）必要部数 1 部

（3）事業取下申請（国内・様式 8）

事業計画の全部を削減又は廃止する場合

VI. 貸付対象事業完了状況の調査要領

調査の目的は、貸付資金が対象事業に適正に使用され、事業目的

（I-1. 貸付の目的に準ずる。）が達成されているかを確認するもの
で、その方法は、原則として貸付対象事業に関する完了報告書の書面
調査及び現地調査により行うものとする。

1. 貸付対象事業に関する完了報告書（国内・様式 9）

（1）契約に基づく資金交付を終了し、かつ、当該貸付対象事業が完了
した時は、完了後 2 ヶ月以内に完了報告書を貸付先から提出させる
ものとする。

(2) 必要部数 1部

2. 完了調査

(1) 完了報告書による調査

機構は、次に定める項目について調査することとし、調査を終了した場合は、貸付対象事業ごとに完了調書を作成するものとする。ただし、現地調査を行い、完了調査票を作成した場合には、当該完了調査票を完了調書に代えることができるものとする。

(ア) 完了図面類について

- (a) 事業が計画通り完了しているか（計画図との対比）
- (b) 新鉱床探鉱以外の事業が含まれていないか
- (c) 承認又は届出を必要とする事業について、所定手続きが取られているか

(イ) 探鉱資金について

- (a) 探鉱費用に不都合な点はないか
- (b) 規定の貸付限度額を上回っていないか

(2) 現地調査

完了報告書の妥当性について、必要に応じて現地調査を行い、完了調査票を作成するものとする。

(ア) 探鉱状況について

- (a) 完了報告書記載の事業が正確に完了しているか
対象事業のうちから適宜調査対象を抽出し、次に定める方法のいずれか又はその組合せにより、完了状況報告書と対比し、確認するものとする。

① 実地確認

② 実測又は実測図、柱状図、コア箱、記録紙等による確認

③ 鉱山探鉱等促進事業費補助金等の完了書面類との対比

- (b) 対象事業内容に確認探鉱が含まれていないか

現地の探鉱、操業状況の確認探鉱箇所等を把握し、判断するものとする。

(イ) 探鉱資金の使用状況について

探鉱資金が新鉱床探鉱に適正に使用されているか

- ① 探鉱、採鉱の区分処理の確認
- ② 対象事業とその他のものとの区別処理の確認
- ③ 探鉱費の算出基準に誤りがないかの確認
- ④ 外注先への支払方法の確認
- ⑤ その他証書類の抽出調査

Ⅶ. 債権管理要領

貸付資金の適正な管理は、別途定める金属鉱物の探鉱資金及び鉱害防止のための措置に必要な資金に対する貸付債権に関する自己査定実施細則（2009年（鉱融）業務細則第21号）、金属鉱物の探鉱資金及び鉱害防止のための措置に必要な資金に対する貸付債権に関する管理要領（2009年（鉱融）業務要領第46号。以下「債権管理要領」という。）及

び金属鉱物の探鉱資金及び鉱害防止のための措置に必要な資金に対する貸付債権に関する貸倒引当金の算定について（2009年（経理）通達第140号）の定めるところにより行うものとする。この際、各貸付先の、貸付けに関する基本方針に定める貸付けの継続を認める条件の確認については、年2回、期末決算及び中間決算の公表後に速やかに行う。関係書類の管理及び貸付金の繰上償還を行う場合は、本要領によるものとする。

1. 書類管理

探鉱貸付事業に関連する書類の保存期間は、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法人文書管理規程（2004年（総企）規程第2号）第15条及び第16条の定めに基づくものとし、関係書類は必要に応じ随時使用できるよう保存するものとする。

2. 繰上償還

（1）貸付先に対する繰上償還請求

（ア）貸付先の契約義務不履行、貸付先に帰すべき事由（破産、鉱業権の取消し等）により債権保全上必要と判断される場合、工事費の減額により貸付金の額が規定の貸付比率を超える場合、貸付先が貸付金及びこれに附随するすべての債務弁済が完了するまでの間において、機構に対し事実と相違した申出又は報告をした場合は、貸付金の全部若しくはその一部の償還を請求するものとする。

（イ）貸付先が貸付金及びこれに附随するすべての債務弁済が完了するまでの間において、機構に対し事実と相違した申出又は報告をした場合は、繰上償還補償金を加算して請求するものとする。

（ウ）（イ）の繰上償還補償金は、（3）に定める繰上償還補償金の計算方法により算出された金額とする。

（2）貸付先からの繰上償還申請の承認

貸付先から貸付金の全部又は一部の繰上償還の申請があった場合には、当該償還に必要な（3）に定める繰上償還補償金の支払いが繰上償還と同時に確実に行われる見込みがあると認める場合に限って、繰上償還を承認するものとする。

（3）繰上償還補償金の計算方法

繰上償還補償金は、繰上償還承認前の支払方法による繰上償還日以降の割賦金及び利息の合計額の繰上償還日における現在価値として計算される金額が、繰上償還承認後の支払方法による割賦金及び利息の合計額（繰上償還額を含む。）の繰上償還日における現在価値として計算される金額を上回る場合のその差額のことであり、次式により算定される。

$$\sum_{j=1}^m A_j \times E_j - \sum_{k=1}^n B_k \times E_k \quad (\text{ただし、} \sum_{j=1}^m A_j \times E_j > \sum_{k=1}^n B_k \times E_k \text{の場合に限る。})$$

- この式においてA及びBは、それぞれ次式の値を表すものとする。
- A = 繰上償還承認前の支払方法により償還を受けた場合の割賦金及び利息の各支払期日における割賦金及び利息の合計額
- B = 繰上償還承認後の支払方法により償還を受けた場合の繰上償還日を含む各支払期日における割賦金及び利息の合計額
- m = 繰上償還承認前の支払方法により償還を受けた場合の繰上償還日以降の繰上償還日を含む割賦金及び利息の支払期日の回数
- n = 繰上償還承認後の支払方法により償還を受けた場合の繰上償還日以降の繰上償還日を含む割賦金及び利息の支払期日の回数
- j = 繰上償還承認前の支払方法により償還を受けた場合の繰上償還日以降の繰上償還日を含む割賦金及び利息の支払期日が繰上償還日から数えて何回目であることを示す数（ C_j はj回目の割賦金及び利息の合計額）
- k = 繰上償還承認後の支払方法により償還を受けた場合の繰上償還日以降の繰上償還日を含む割賦金及び利息の支払期日が繰上償還日から数えて何回目であることを示す数（ D_k はk回目の割賦金及び利息の合計額）
- E = C_j 及び D_k を繰上償還日時点での現在価値に換算するための割引係数（ディスカウント・ファクター）

なお、割引係数（ディスカウント・ファクター）は、繰上償還日から割賦金及び利息の支払期日までの期間に最も近い残存期間の国債の流通利回り等を勘案して、定めるものとする。

E_j （又は E_k ）は、j回目（k回目）の割賦金及び利息の支払期日に対応する割引係数（ディスカウント・ファクター）

附 則

この業務要領は、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構業務方法書の認可の日（平成16年3月1日）から施行し、平成16年2月29日から適用する。

附 則

この業務要領は、平成17年3月1日から施行する。

附 則

この業務要領は、平成18年6月30日から施行する。

附 則

この業務要領は、平成20年1月30日から施行し、平成20年1月1日から適用する。

附 則

この業務要領は、平成20年7月11日から施行する。

附 則

この業務要領は、平成21年6月24日から施行し、平成20事業年度決算から適用する。また、債権管理要領第16条の担保管理の規定における担保の再評価については、適用日以降に契約を締結したものを対

象とし、既契約分は、原則として貸付け時の評価方法と同一とする。

附 則

この業務要領は、平成 22 年 1 月 22 日から施行する。

附 則

この業務要領は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この業務要領は、令和 2 年 1 月 31 日から施行する。

附 則

この業務要領は、令和 3 年 7 月 15 日から施行する。

附 則

この業務要領は、令和 4 年 11 月 14 日から施行する。